# 九州地方整備局 入札監視委員会第二部会 審議概要

| | | |
|---|---|---|
| 開催日及び場所 | 令和7年12月8日（月）　東福第二ビル 101会議室 | |
| 委員 | 山城 賢（大学院教授）、大脇 成昭（大学院教授）、多川 一成（弁護士）<br>順不同 | |
| 審議対象期間 | 令和7年4月1日～令和7年9月30日 | |
| 抽出案件 | 総件数　8件 | （備考）<br>・審議対象期間内に契約した案件の契約方式毎の概要を報告<br>・審議対象期間内における指名停止の運用状況を報告<br>・一者応札、不調・不落、高落札率、再度入札における一位不動、低入札、入札談合に関する情報等への対応状況を報告 |
| 一般競争 | 3件 | |
| 工事希望型競争 | 0件　対象期間中の案件無し | |
| 指名競争 | 0件　対象期間中の案件無し | |
| 随意契約 | 0件　対象期間中の案件無し | |
| 建設コンサルタント業務等 | 2件 | |
| 物品及び役務 | 1件 | |
| 少額随意契約 | 2件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等（主な審議内容） | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

（別紙）　令和7年度　第2回入札監視委員会 （令和7年12月8日）

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|---|---|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 【 工　事 】<br>（政府調達に関する協定適用対象工事）<br><br>**①令和7年度北九州空港滑走路延長滑走路新設外工事** | |
| | A. シミュレーションでは46者想定されているが、参加者が2者と少なかった理由は。 | A'. 手持ち工事の状況、技術者不足が主な要因と考えている。また、本工事の申請期間中に舗装会社が指名停止になっていたことも、参加者が少なかった一因と考えている。 |
| | B. 今回のような工事は新しい会社が入ってこられるようなものなのか。全国規模の会社であって地場の企業ではないのか。 | B'. 大手の舗装会社は実績を持っており、現状では、全国規模の会社が参加している。 |
| | C. ２者応札があって加算点が低い者が落札しているが、落札者の技術提案で問題はないのか。 | C'. 片方の者は予定価格超過であり、落札者の技術提案に問題はない。 |
| | D. 今後も滑走路の延長事業は続いていくのか。今回で完成なのか。 | D'. 近年、北九州空港では貨物機の需要が増えており、500m延伸の要望を受けて延長事業を実施したものであり、この形で完成となる。 |
| | 【 工　事 】<br>（政府調達以外・港湾土木）<br>**②令和7年度宮崎港（東地区）防波堤（南）（改良）築造工事** | |
| | A. ６者のうち入札書提出前に3者が辞退している理由は。 | A'. 他工事を落札したことにより配置予定技術者が配置できなくなったためと考えている。 |
| | B. 既に仮設灯台があるのに、なぜ新しく作り、また仮設になるのか。 | B'. 現在の仮設灯台は老朽化しているため新しくするが、防波堤は今後も延長する計画があることから、仮設のものとして設置する。 |
| | C. 防波堤工事を行う会社は灯台を作る工事の経験がないかと思われるが、そこは問題ないのか。 | C'. 灯台は専門の協力会社が工場製作し、設置場所へ搬入し設置される。 |

（別紙）　令和7年度 第2回入札監視委員会（令和7年12月8日）

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|---|---|
| | 【 工 事 】<br>（政府調達以外・港湾土木以外）<br><br>**③令和7年度唐津港（東港地区）航路泊地（－9m）浚渫工事** | |
| | A. 企業評価の加点は企業の施工能力の点数を表しているのか。 | A'. そのとおりである。 |
| | B. 入札参加者のうち2社の入札金額が近接している理由は。 | B'. 事前に積算条件を提供しているため、当局積算に近い額での応札になると考える。 |
| | C. 複数で組んで入札に参加することも可能だが、今回の応札社は全社単体か。 | C'. 全社単体となっている |
| | D. 浚渫場所と土捨場までの距離が遠いが、浚渫と土砂運搬含めて1件の工事で発注する事は一般的なものなのか。 | D'. そうである。実態としては元請けが浚渫作業を行い、土砂運搬については協力会社が行っている。 |
| | 【建設コンサルタント業務等】<br>（簡易公募型プロポーザル）<br><br>**④令和7年度有明海・八代海海域環境検討業務** | |
| | A. シミュレーションでは該当業者18者となっているが、参加者が1者の理由は。 | A'. 手続き後に説明書等をダウンロードした者に入札に参加しなかった理由についてヒアリングしたところ、配置できる技術者がいなかった等、社内体制に起因すると考えている。 |
| | B. 同種業務で18者該当するということは、広い意味で同様なコンサルタント業務の実績があるということか。 | B'. そのとおりである。 |
| | C. 過去20年のデータを整理するということは、長い期間調査業務があったと思うが、本件の受注者は有明海での環境調査等の経験があるのか。 | C'. 今回特定した者は、過去に当局で同様の検討業務の実績がある。 |
| | D. 1者しか参加がなかったが、参加者を増やすような取り組みは行っているのか。 | D'. 同種業務の実績について、地域特性を除くことで緩和して発注している。 |

（別紙）　令和7年度　第2回入札監視委員会（令和7年12月8日）

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|---|---|
| | 【建設コンサルタント業務等】<br>（参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約）<br><br>**⑤令和7年度ネットワーク対応型油漂流予測システムの運用保守業務** | |
| | A. 今回の業務はネットワークを使用するようなシステムに新しくする業務か。 | A'. システム自体は令和3年度に完成しており、そのシステムの運用保守を実施する業務である。 |
| | B. ネットワークを介して各地整が使用するシステム自体はできているということか。 | B'. そのとおりである。 |
| | C. システムの保守と運用のみで、そこまで高度な技術が必要になるのか。 | C'. 油漂流シミュレーション自体が港空研の特許、知的財産であるため保守も港空研が実施するべきだが、随意契約見直しの通達により、参加者の有無の確認を行ったあと、参加者がいない場合に港空研と随意契約を行うこととなっている。 |
| | D. 参加者がいなかった理由は特許などの関係からか。 | D'. 要件を公示して技術を有しているかの確認を取っており、その技術を持ち合わせていなかったので応募してこなかったと考える。 |
| | E. システムの利用範囲は限定的なのか。 | E'. 各地方整備局で利用できる。 |
| | F. 今後、自治体が本システムを利用する可能性はあり得るのか。 | F'. 油流出事故に対しては海上保安部が主体となり、地方整備局では本システムの情報を基に海上保安部と連携していくことになる。自治体は直接的に本システムを利用するというより、海上保安部や地方整備局からの情報を基に対応することになるのではないかと思う。 |
| | 【物品及び役務】<br>（一般競争）<br><br>**⑥令和7年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）クラウドサービスの保守・運用** | |
| | A. このサービスは、同一事業において複数の工事が発注され、それぞれ異なる業者が受注した場合でも、同じ情報が得られるのか。 | A'. 元請け限定にはなりますが、Ⅱ期事業における各工事受注者は、このサービスにより同じ情報を得ることが可能である。 |

（別紙）　令和7年度 第2回入札監視委員会 （令和7年12月8日）

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|---|---|
| | B. 事業独自の情報共有システムを運用しているのは、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）事業だけか。<br><br>C. 本来C等級の案件であるが、A～C等級に拡大している。契約の相手方の等級は何等級か。<br><br>【少額随意契約】<br>**⑦令和7年度浅野ポンツーン係留ローラー等点検業務**<br>**⑧令和7年度天井走行クレーン機能維持点検業務**<br>A. 案件ごとに契約依頼日が参考見積提出前、提出後になっている違いは。<br><br>B. ⑦はオープンカウンター方式を採用しているが、広く参加者を募るためか。<br><br>C. 参加者が1者だったのは予想外か。<br><br>D. ポンツーンの点検は1日かかるのか。<br><br>E. 2件とも点検をして不具合があった場合の修理は別件で発注するのか。 | B’. 関東地整でも導入例があると聞いている。<br><br>C’. A等級である。<br><br>A’. 契約方式（オープンカウンター方式、少額随意契約方式）の違いである。<br><br>B’. そのとおりである。<br><br>C’. 技術者を1年拘束することになるので応募が少なかったと考えている。<br><br>D’. そのとおりである。<br><br>E’. そのとおりである。 |
| | 【全体】<br>抽出事案について、不適切な点や改善すべき点は認められず、適正に契約が執行されている。 | |